（第20条、第40条関係）

令和　　年　　月　　日

　北広島町長　様

（受注者）

工事一時中止に伴う工事現場の維持・管理等に関する基本計画書について

令和　　年　　月　　日付けで工事一時中止のあった次の工事については、別紙のとおり基本計画書を提出します。

工事名

工事場所

（第20条、第40条関係）

別紙

基本計画書

１　中止時点における内容

(1) 中止する工種の出来高

（工事の進捗率を記載する。）

(2) 職員の体制

（現場の組織体制（例えば、現場組織表、安全衛生管理組織表、緊急時の体制など）を記載する。）

(3) 労働者数

（一時中止前の現場の実労働者数を記載する。）

(4) 搬入材料

（現場へ搬入している未使用材料を記載する。）

(5) 建設機械器具等

（現場へ搬入している建設機械器具等を記載する。）

２　中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること。

（一時中止中の現場に係る組織体制、未使用材料及び建設機械器具等の搬入・再投入の計画をガイドライン「10参考」を参考に記載する。）

(記載例)

(1) 組織体制について

現場代理人：常駐なし

主任(監理)技術者：非専任

その他作業員：現場配置なし。現場組織表、安全衛生管理組織表、緊急時の体制に定めた担当者は、担当を解除せず業務が発生した都度、役割を果たします。

(2) 未使用材料および建設機械器具等の運用について

・現場外に搬出し、再開時に再搬入する未使用材料及び建設機械器具等(以下「資機材」という。)

資機材等の保管場所：○○○

・及び再開時まで現場に存置する資機材

資機材等の保管方法：○○○

保管のきかない(売却予定の)材料等：○○○

３　中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること。

（一時中止中の第三者に対する安全確保及び資機材の盗難防止をするための実施項目をガイドライン「10参考」を参考に記載する。）

(記載例)

一時中止期間中は、第三者に対する安全確保及び資機材の盗難防止を目的として次の業務を実施します。

(1) 工事現場の保安に関すること

○○○

(2) 現場点検の実施

1日1回以上の現場点検を実施します。異常を発見した時は、速やかに監督職員に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておきます。

(3) 緊急時の対応

地震発生時及び台風や積雪等による警報発令時には、適宜現場点検を行い、緊急時の体制を築き、災害に対する対応及び災害防止のための処置を講じます。また、天候回復時にも現場点検を行います。

(4) 中止期間中の実施作業

（その他、維持・管理に関する具体的な実施内容及び監督職員から指示がある場合の実施内容など必要に応じて記載する。）

４　中止した工事現場の管理責任に関すること。

（中止した工事現場の管理責任は、受注者に属する旨を記載する。ただし、部分引渡しを行っている場合など管理責任が一部発注者に属する場合は、受発注者間の管理責任の範囲を記載する。）